八王子市地域づくり推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域づくり推進事業補助金について、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　八王子市地域づくり推進基本方針（令和２年（2020 年）３月策定）に基づき、八王子市地域づくり推進会議モデル試行実施要綱に定める地域づくり推進会議（以下、「推進会議」という。）に参加する地域の活動団体や住民等（以下、「地域住民等」という。）が、推進会議において策定する地域づくり推進計画（以下、「推進計画」という。）に掲げる地域の将来ビジョンの実現に向けた取組を実行するために設立する団体に対して補助金を交付することにより、当該団体の自立的・主体的な活動を支援し、地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

（交付対象）

第３条　交付の対象となる団体は、前条で規定する地域住民等が設立する団体で、八王子市地域づくり団体の届出に関する要綱第４条に基づき、市長から「八王子市地域づくり団体確認書」の交付を受けた団体（以下、「地域づくり団体」という。）とする。

（対象事業）

第４条　補助対象となる事業は、当該中学校区の推進会議において策定する推進計画に基づく地域の将来ビジョンの実現に向けた地域の魅力向上や課題解決のための公益性・公共性を有する地域づくり推進事業とし、次の各号にあてはまるものとする。

（１）推進計画でアクションプランとして定められている取組

（２）推進計画に掲げる地域の将来ビジョンの達成に資するもので、推進計画で整理された地域の魅力向上や課題解決を目指す取組（前号にあてはまるものを除く）

（３）その他、推進計画に掲げる地域の将来ビジョンの達成に資するもので、推進会議の中で議論し賛同を得た取組

（対象経費）

第５条　補助対象となる経費は、地域づくり推進事業の実施にあたり必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費とし、交際費、慶弔費、その他補助事業の実施に要する経費として不適当と認められるものは除く。

（交付額）

第６条　補助金の交付額は、下表のとおり、一つの地域づくり団体につき年 20 万円を限度とする。

中学校区	交付限度額
長房	20 万円
川口	20 万円
みなみ野	20 万円
南大沢	20 万円

（他の補助制度との関係）

第７条　地域づくり団体における事業の実施にあたっては、地域住民等の分野横断的な連携促進や持続可能な地域社会の維持形成を図る地域づくりの趣旨を踏まえ、事業の目的や内容に応じて、地域の既存団体等に交付されている補助金等の積極的な活用に努め、そのうえで事業実施に必要な経費について交付申請を行うものとする。

（交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする地域づくり団体は、補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

（１）八王子市地域づくり団体確認書の写し

（２）事業計画書

（３）収支計画書

２　前項第２号に規定する事業計画書においては、地域の将来ビジョン実現に向けた事業として推進計画との関連を明確にするとともに、当該事業により見込む効果を具体的に示したうえで、推進会議に報告することを要する。

（交付決定）

第９条　市長は、前条の規定による補助金の申請があったときは、補助金交付申請書及び関係書類を審査し、適当と認めたときは速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第２号）により地域づくり団体に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第 10 条　前条により交付決定を受けた地域づくり団体は、次のいずれかに該当するときは、速やかに補助金交付事業変更・中止申請書（様式第３号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（１）補助事業の内容又は経費の配分を変更するとき（軽微なものを除く）

（２）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

２　市長は、前項の規定による申請を承認したときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

（実績・成果報告）

第 11 条　補助金の交付を受けた地域づくり団体は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定にかかる会計年度が終了したときのいずれか早い日から起算し、１か月以内に実績・成果報告書（様式第４号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）事業報告書

（２）収支報告書

２　前項第１号に規定する事業報告書では、事業実施による効果を、数値等を用いて具体的に示したうえで、それに基づく今後の事業展開に関する考えを示したうえで、推進会議に報告することを要する。

（交付金額の確定）

第 12 条　市長は、前条の規定による実績・成果報告を受けたときは、実績・成果報告書等の審査及び必要に応じた調査等を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第５号）により地域づくり団体に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第 13 条　市長は、地域づくり団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

（２）補助金を他の用途に使用したとき

（３）補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき

（４）前３号のほか、規則及び他の法令に違反したとき

（補助金の返還）

第 14 条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は第 12 条の規定により補助金の額を確定した場合において、補助金の当該取消に係る部分又は確定額を超える補助金に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の終期及び見直し）

第 15 条　本補助金は令和８年（2026 年）３月 31 日を終期とする。また、市は本補助金について

年度内に見直しを行うものとする。

附　則

この要綱は、令和６年（2024 年）６月 28 日から施行する。

附　則

この改正は、令和７年（2025 年）４月１日から施行する。